

## Vol.74 後継者への遺言状 ー家業を守り、永続させるためにー (平成17年10月25日)

私もすでに10年前に家業の社長は長男にゆずり年令も70歳超えました。

私の父は「俺が死ねばカマドの灰までお前のものだ」といつて亡くなりましたが、「手書きの遺言状」は全く法的には役立たず、異母兄弟の多かった私は塗炭の苦しみを味わった経験があります。今の法定相続ですと中小零細企業は両親の死と共に保証能力を失って私の様に追い込まれてしまう例が多くあります。

こうした経験から会社の永続性を願うとともに後継者が安心して経営に専念できる様にと思い「遺言状」を書くことにしました。

今、商工業界・農業関係で後継者が育たない原因の1つは、実際に働いている後継者ではなく両親等に権利書や名義があるために、両親の死去によって権利関係が錯綜し、家業を守り築き上げた後継者の努力が消失してしまうからであります。

遺言状は遺言者が自分の残す遺産を誰に残すかをはっきり決めることによって、相続からおこる争いを防ぎ、相続者達が仲良く助け合って、後顧の憂いをなくすことであり家の安泰を願うものです。①自筆証書、②公正証書、③秘密証書と三方式がありますが、遺言書は本来「全文、日付、氏名」は自書・押印すべきで、録音テープ、ビデオ、ワープロやタイプライタによるものは法的には無効です。私は、弁護士に遺言内容を口頭で話し、弁護士によって遺言の趣旨を簡潔に整理してもらい公証人役場において公正証書を作成してもらいました。

この場合、費用はかかりますが遺言者は証書に署名・捺印を2人の立会人（私の場合は弁護士とその事務所員）のサインを頂いて終わりでした。（ー費用のことについて必要ならお問合せくださいー）

私の場合は会社と子供達の兄弟仲を守るためにありましたが、今の難しい家族関係にあっては、永年苦楽を共にしてきた相手（妻または夫）に対する愛と感謝、そして老後を安心して暮らしていくようにとの思いを込めた「夫婦相互遺言書」もあります。もう一つの方法としては、個人の所有する資産に自社の借地権、地上権を発生させ社有地等についてはこの不況時を利用して資産価値（評価）の下っている「株」を後継者に譲渡する方法も有効な手法です。

わが社もバブル時の贈与課税額は数億円と試算されましたが、大幅に評価を下げて申告しましたが認められました。

原油暴騰、原料高騰とインフレ化の足音が高くなっています。急激な経営環境の変化を再び迎えようとしている現在、会社を守り後継者を育てるためにもこうした制度を活用し、事業の継続性を図っていくべきと思いご提案させていただきました。